

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	令和6年度第1回武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会
開 催 日 時	令和7年3月6日（木）午後7時～午後8時45分
開 催 場 所	さくらホール（市民会館）研修室
出 席 者	出席者：諸橋委員長、森本副委員長、堀上委員、峰岸委員、渡邊委員、近藤委員、高久委員、田村委員、中村委員（計9名）
議 題	議題1 委員長及び副委員長の選任について 議題2 会議の公開に関する運営要領の制定について 議題3 武蔵村山市第四次男女共同参画計画 令和5年度推進状況調査報告書について 議題4 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題1について： 委員長に諸橋委員、副委員長に森本委員が選任された。 議題2について： 事務局案のとおり決定した。 議題3について： 資料中「男女共同参画推進市民委員会からの意見」について、各委員から出た意見を事務局において反映させ、委員長が確認することとした。 議題4について： 次回委員会の開催時期については、事務局より各委員に連絡することとした。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） （発言者） ◎印：委員長 ○印：委 員 ●印：事務局	1 委嘱書交付 2 委員・事務局紹介 報告事項 男女共同参画推進市民委員会の所掌事項等について －事務局より説明－ －質疑等なし－ 議題1 委員長及び副委員長の選任について －事務局より説明－ －質疑等なし－ ● 皆様から御意見がないようであれば、委員長及び副委員長について、事務局から提案させていただいてよろしいか。 ○ （一同）異議なし。 ● 委員長を諸橋委員に、副委員長を森本委員に、お引き受けいただくことを提案する。 委員の皆様には、お二人の着任に御賛同いただけたら、拍手をお願いしたい。 ○ （一同 拍手により承認） ● 委員の互選により委員長及び副委員長が決定したので、改めて紹介する。委員長に諸橋委員が、副委員長に森本委員が選任された。

議題2 会議の公開に関する運営要領の制定について

－事務局より説明－

－質疑等なし－

- ◎ 本委員会の会議は、公開することとしてよろしいか。
- （一同）異議なし。
- ◎ 本委員会の会議は、公開することとする。
会議の公開に関する運営要領について、事務局案のとおりとしてよろしいか。
- （一同）異議なし。
- ◎ 会議の公開に関する運営要領について、事務局案のとおり決定する。

議題3 武蔵村山市第四次男女共同参画計画 令和5年度推進状況調査報告書について

－事務局より説明－

- ◎ 資料6「武蔵村山市第四次男女共同参画計画 令和5年度推進状況調査報告書（案）」及び資料6別紙「武蔵村山市第四次男女共同参画計画の令和5年度推進状況に対する意見（案）」について、意見はあるか。
- 29ページを見ると、障害福祉課所管事業の評価が全てE評価となっているが、何故か。
- 「専門研修1名受講」というような目標を設定している事業が多いためである。在籍している職員は過去に当該研修を受講済みであるため、令和5年度に新規に受講する対象者がおらず、未受講となり、結果的にE評価となった。
- 研修を受講し終了としてしまうのではなく、研修を経て学んだことをどう生かしていくのが大事である。その点の評価するようにしていただきたい。
- 第五次計画での目標の設定内容について、現状から変化がないようであれば、障害福祉課と調整していく。
- よろしく願います。また、先日の村山デエダラまつりにおいて市として男女共同参画ブースを出展していたと思うが、本報告書に記載し評価しているか。
- 本報告書は令和5年度に実施した事業の評価であるため、記載していない。来年度の報告書において記載する。
- 子育て世帯の働き方について、両親ともフルタイムで働きたい場合、保育園に子どもを預けられないと、どちらかがパートタイムにならざるを得なくなる。本市には、待機児童は何人いるのか。
- 待機児童は、多くないと感じている。園によっては定員割れしているところがあるようだ。時間延長も、午後8時頃まで行っている園がある。
- 延長保育は費用が発生する。
- ◎ 8ページの事業番号13番「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた各種支援」の実施内容を見ると、「令和5年度待機児童19人（旧定義）、0人（新定義）」と記載があり、待機児童の減少に寄与した旨の報告がある。
- シングルファザーに対する支援はないのか。シングルマザーの支援事業はあるようだが。
- シングルファザーを対象とした補助金はないのか。

- 男性の意識改革について記載されているが、女性が家庭にいることを前提とした事業であるように思う。
- 女性が弱者として見られることが多いため、基本的な施策としてシングルマザーを対象とした事業が掲載されているのかと思う。
- シングルファザーが少ないという現状があるからだろう。
- シングルファザーという言葉は使われていないが、8ページの事業番号14番「特に支援を要する市民に対する支援の充実」で、ひとり親家庭への支援について記載している。
- 8ページの事業番号13番「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた各種支援」に、「シングルマザー支援」がある。結果的に男性の参加者がいない場合でも、事業名を「シングルマザー、シングルファザー支援」に変更し、呼びかけをすると良いのではないかな。意識付けにつながる。
- 男性対象の講座はあるが、参加者が集まりづらいと聞いている。父子を対象として実施している事業がある。
- 参加者がいなくても、男性を対象に講座を実施することは意味があると思う。
- ◎ 7ページの事業番号12番「家庭内での男女平等意識の推進」に、男性対象講座の参加者が7人と記載がある。集まっている方だと思う。
- この記述では、実施内容が分からない。どのようなものか。
- パパと子の料理講座である。
- この講座は、シングルファザーに焦点を当てたのではなく、父と子に講座に参加してもらい、男性が家事に参画することを狙ったほか、その間に母に子育てを休んでもらう、という目的もあった。
- 本報告書に、実施内容を具体的に記載していただきたい。
- ◎ 18ページの事業番号48番「学習機会の提供の充実」について、「新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止した」とあるが、遠隔での開催は市では実施していないのか。
- あまり実績はないが、直近では緑が丘ふれあいセンターの講座でオンライン開催をしたことがあった。
- ◎ 今後は、全庁的にオンライン開催にもう少し取り組んでいただきたい。
- 資料中に、セクシュアル・マイノリティに対する支援と男女共同参画の推進について記載があるが、どちらに重きを置いているのか。
- 気持ちとしては、誰もが暮らしやすい社会となるようあらゆる支援をしていきたい。
- ◎ 世の中の構造的には、マイノリティよりも男女の差別が多いため、女性の救済に関連した施策が多く掲げられている。決して性的マイノリティに対して差別がないわけではないが。性別だけではなく、年齢など、あらゆる差別が存在しており、施策として取り上げている。
- 性別だけでなく、年齢などもか。
- 「男女」と記載されているので、性別に関することかと考えていた。
- 本市は昔から保守的な考えが根付いている地域であると思う。解消していかなければならない。
- ◎ この先10年、20年、100年かかるかもしれないが、施策は継続していく。
- 子ども世代の方が、柔軟に考え差別意識が少ないと思う。どちらかというと、昔からこの地域に住んでいる大人に対して男女共同参画を推進していかなければいけないと考える。
- 勤め先の職場では、女性の社員が一人もいない。女性を採用した際

	に、女性が働きやすいよう会社の制度として改正すべき点や配慮する点が分からず、不安に感じているからである。 ○ 生まれながらに持っている身体的な違いは絶対的にある。そこを理解した上で、切磋琢磨しながら、人間として認め合っていくということが大事であり、課題であると考えます。 男女雇用機会均等法が制定されたときに、女性も夜勤ができるようになったため、男性と同じ働き方ができるだろうといった乱暴な考えがあり、問題となっていた。違いを理解し、お互いに尊重し合った男女平等を目指したい。 ○ 10ページの事業番号19番「ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定」について、認定事業所数が少ないのではないかと。 ● 令和5年度時点で累計14事業所である。申請方式で実施しているため、認定数が増えていかないのかもしれない。 令和6年度は、3年間の認定期間が満了となることから、更新するために認定を行った6事業所と新規に認定した4事業所、合わせて10事業所を認定し、累計で24事業所となっている。 ○ ワーク・ライフ・バランスを推進している企業とそうでない企業では、働きやすさが変わってくる。企業に対して行政でできることには限界があるため、企業自身でテコ入れをしていく必要があると思う。子育てをしていて、融通の利く働き方ができると良いと従業員としては思う。 ○ まさに、基本的な少子化対策であると思う。 ◎ 何か具体策はあるか。 ○ 職場では、テレワークや退勤時間を選べるなどといった取組がある。 ◎ ワーク・ライフ・バランス認定事業所の取組を周知すると良いのでは。 武蔵村山市では、事業所アンケートを実施するなど、事業者に対するアプローチは実施していると感じる。認定事業所数も徐々に増えるといい。周知はどのように行っているのか。 ● 市ホームページ及び市報に掲載するほか、緑が丘ふれあいセンターとつながりのある事業所への通知や商工会を通じた周知などを行っている。 ○ 会社の体力次第であると思う。 ◎ 様々な意見が出た。ほかにあるか。 ○ 子どもの虐待について注視している。 ◎ 若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業について、近隣各市と連携したネットワークにより事業の参加者が一定数いるようで良いことだと思う。 6ページの事業番号5番「各種審議会等への女性の参画促進」はC評価か。 ○ 女性委員は今後増やしていけるのか。 ● 毎年、女性委員を増やすよう、庁内に依頼文書を出している。充て職の委員があると、性別を考慮することができず難しい。 ◎ 公募委員の枠で女性を入れるなど、工夫すると良い。 ○ 本報告書は、女性活躍の推進から始まり、女性に対する支援について記載しているが、男性に対しては意識改革を求めている。女性も意識改革をしなければならないこともあると考える。 ◎ そのとおりである。しかし、構造的な問題として男性が女性を支配しているという現状が依然として続いており、行政として大きな課題である。人によっては、良い人、意識改革が必要でない男性もいると思う
--	--

	が、それでは話が進まなくなってしまう。女性で暴力を振るう人もいるが、男性の方が圧倒的に多く、なんとかしなければならない現状であり、ここが行政の出番である。我々市民委員会の役割は、その範囲であると考えている。 ○ 視点として、女性も意識を変えていかなければならないということはとても大事である。 ○ ハラスメントが多すぎる。気にしすぎると円滑なコミュニケーションが図れないと思う。 ○ 都が、令和6年10月に東京都カスタマー・ハラスメント防止条例を制定した。接客業などの店舗においては、条例が制定されたことで、働きやすさにつながっているようだ。 ◎ そもそも、このような条例を制定しなければならなかった社会的背景を思うと、残念である。 ○ 少し前までは、カスタマーサティスファクションの向上について、日々企業において研修されていた。その影響として、カスハラの助長につながったのではないかな。 ◎ ほかに、意見はあるか。活発な議論に感謝する。 ないようなので、本日の意見を踏まえ、資料6別紙を事務局において修正していただきたい。また、その修正後の内容確認は、委員長一任でよいかな。 ー異議なしー ◎ 議題3は以上とする。 議題4 その他 ー事務局より説明ー ◎ 次回の会議はいつ頃か。 ● 4月以降に検討したい。開催時期については、改めて事務局から連絡する。 ◎ よろしく願います。 これをもって、令和6年度第1回武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会を閉会する。
会議の公開・ 非公開の別	☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()

会議録の開示・ 非開示の別	☒ 開示 ☐ 一部開示（根拠法令等： ） ☐ 非開示（根拠法令等： ）
------------------	---

庶務担当課	協働推進部 協働推進課
-------	-------------

(日本工業規格A列4番)